

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:市民生活部庄和総合支所 No.001

処 分 名	庄和総合支所の会議室・市民ホール・市民ギャラリーの使用の許可
処 分 の 概 要	庄和総合支所内の会議室、市民ホール及びギャラリーを使用するときは、市長の許可を受ける必要があります。
根拠条例等・条項	春日部市会議室等使用規則(平成 28 年規則第 103 号)第 5 条、第 6 条
審 査 基 準	◎庄和総合支所の会議室等の使用許可は、次の(1)から(4)のいずれかの要件を満たし、(5)から(10)に全該当せず、(11)を了承することが条件になります。 (1) 市内に住所を有する者 (2) 市内に通勤し、又は通学する者 (3) 代表者が市内に在住する団体 (4) その他市長が特に必要と認めたもの (5) 秩序又は風俗を害するおそれがあるとき。 (6) 建物又は附帯設備を破損するおそれがあるとき。 (7) 営利を目的として事業を行い、又は特定の営利事業に市役所又は総合支所の名称を使用するとき。 (8) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持するために使用するとき。 (9) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するために使用するとき。 (10) その他管理上支障があるとき。 (11) 使用を許可するに当たって管理上必要があるときは、使用について条件を付することができる。
標準処理期間	1 日
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日(最終改正：平成 30 年 4 月 1 日)
申 請 時 期	使用日の 3 ヶ月前の日から随時(先着順)
申 請 方 法	支所 2 階総務担当窓口への提出(使用料持参)
備 考	管理上必要があるときは、使用について条件を付することがあります。 公共施設予約システムにより、使用の仮予約をすることができます。

**根拠条例及び
関係例規等の抜粋**

■春日部市会議室等使用規則

（会議室等の使用者の範囲）

第 5 条 会議室等を使用することができるものは、次に掲げるものとする。

- （1）市内に住所を有する者
- （2）市内に通勤し、又は通学する者
- （3）代表者が市内に在住する団体
- （4）その他市長が特に必要と認めたもの

（使用許可の制限）

第 6 条 規則第 2 条の規定による使用の許可は、会議室等の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、これを許可しない。

- （1）秩序又は風俗を害するおそれがあるとき。
- （2）建物又は附帯設備を破損するおそれがあるとき。
- （3）営利を目的として事業を行い、又は特定の営利事業に市役所又は総合支所の名称を使用するとき。
- （4）特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持するために使用するとき。
- （5）特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するために使用するとき。
- （6）その他管理上支障があるとき。

2 市長は、使用を許可するに当たって管理上必要があるときは、使用について条件を付することができる。

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:市民生活部庄和総合支所 No.002

処 分 名	庄和総合支所の会議室、市民ホールの使用料の減免
処 分 の 概 要	庄和総合支所内の会議室及び市民ホールの使用料の減免を受ける場合は、市長の許可を受ける必要があります。
根拠条例等・条項	春日部市行政財産の使用料に関する条例(平成 17 年条例 79 号)第 3 条 春日部市行政財産使用規則(平成 17 年規則第 133 号)第 8 条の 2、第 9 条 春日部市障害者等の利用に係る公の施設使用料等減免条例(平成 19 年条例第 33 号)第 3 条 春日部市障害者等の利用に係る公の施設使用料等減免条例施行規則(平成 19 年 6 月 18 日規則第 52 号)第 2 条、第 5 条
審 査 基 準	◎庄和総合支所の会議室及び市民ホールの使用料の減免は、次の(1)から(3)のいずれかの要件を満たすことが必要です。 (1) 公用若しくは公共用又は公益を目的とする事業の用に供するため行政財産を使用するとき。 (2) 春日部市障害者等の利用に係る公の施設使用料等減免条例(平成 19 年条例第 33 号)に規定する障害者等及び障害者団体が利用するとき (3) その他市長が特に認めたとき
標準処理期間	1 日
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日(最終改正：平成 31 年 4 月 1 日)
申 請 時 期	使用許可申請と同時
申 請 方 法	支所 2 階総務担当窓口への提出
備 考	

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■春日部市行政財産の使用料に関する条例

(使用料の減免)

第3条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 公用若しくは公共用又は公益を目的とする事業の用に供するため行政財産を使用するとき。
- (2) その他特別の理由があるとき。

■春日部市行政財産使用規則

(総合支所の使用料の減免)

第8条の2 条例第3条第2号の規定により、条例別表に掲げる市役所施設及び総合支所施設を利用するときの使用料の減額又は免除は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 春日部市障害者等の利用に係る公の施設使用料等減免条例(平成19年条例第33号)に規定する障害者等及び障害者団体が利用するとき 障害者等のみが使用する場合は免除、障害者団体が使用する場合は減額

- (2) その他市長が特に認めたとき 減額又は免除

(使用料の減免申請手続)

第9条 条例第3条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、行政財産使用料減免申請書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請があったときは、審査のうえその可否を決定し、行政財産使用料減免決定通知書(様式第7号)又は行政財産使用料減免却下通知書(様式第8号)を当該申請者に交付するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、前条第1号の規定による減額又は免除を受けようとする場合の手続は、春日部市障害者等の利用に係る公の施設使用料等減免条例施行規則(平成19年規則第52号)の手続を準用する。

■春日部市障害者等の利用に係る公の施設使用料等減免条例

(使用料等の減免)

第3条 障害者等又は障害者団体が市の設置した公の施設を利用する場合は、当該公の施設の使用料等を定めた条例の規定にかかわらず、規則で定めるところにより当該使用料等を減額し、又は免除することができる。

■春日部市障害者等の利用に係る公の施設使用料等減免条例施行規則
(団体の登録等)

第2条 条例第2条第3項に規定する「障害者団体」とは、団体の過半数が障害者又は障害者を扶養する者で構成されるものとし、あらかじめ市に登録するものとする。

- 2 前項の規定による登録又は更新(以下「登録等」という。)を受けようとする団体は、春日部市障害者等の施設使用料等減額団体登録(更新)申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定により登録等の申請があった場合において、登録等を適当と認めるときは、春日部市障害者等の施設使用料等減額団体登録(更新)決定通知書(様式第2号)及び春日部市障害者等の施設使用料等減額団体登録証(様式第3号。以下「団体登録証」という。)を登録団体に交付し、登録等を不適当と認めるときは、春日部市障害者等の施設使用料等減額団体登録(更新)不承認通知書(様式第4号)により当該団体に通知するものとする。
- 4 団体登録証の有効期間は、登録を受けた日から1年間とする。
- 5 第3項の規定により登録の更新を受けた場合の団体登録証の有効期間は、更新前の登録の有効期間が満了する日の翌日から起算して1年間とする。
- 6 第3項の規定により登録された団体(以下「登録団体」という。)は、第2項の規定により申請した事項に変更が生じたとき、又は登録を辞退しようとするときは、春日部市障害者等の施設使用料等減額団体登録内容変更(辞退)届(様式第5号)により速やかに届け出なければならない。
- 7 市長は、登録団体が虚偽の申請その他不正な使用をしたと認めるときは、登録を取り消すことができる。

(減免の申請)

第5条 条例第3条の規定により使用料等の減免を受けようとするものは、あらかじめ利用しようとする公の施設の長等に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法によって申請するものとする。

- (1) 障害者 当該障害者が交付を受けている身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又はこれらに代わるものとして市長が認めるもの(以下「手帳等」という。)の提示
- (2) 障害者を扶養する者 その扶養する障害者が交付を受けている手帳等の提示
- (3) 介護者 障害者に現に付き添って介護をしている者である旨の申出
- (4) 登録団体 団体登録証の提示

申請に対する処分の審査基準

担当部署:市民生活部庄和総合支所 No.003

処 分 名	物品の販売許可
処 分 の 概 要	春日部市庁舎において、産物品の販売、宣伝、勧誘その他これらに類する行為を行う場合は、管理責任者(庄和総合支所長)の許可を受ける必要があります。
根拠法令等・条項	地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 238 条の 4 第 2 項第 4 号、同条第 7 項 春日部市庁舎管理規則(平成 17 年規則第 131 号)第 6 条第 1 項第 1 号、第 7 条、第 8 条
審 査 基 準	産物品の販売、宣伝、勧誘その他これらに類する行為に対する庁舎使用許可は、次の要件を満たすことが必要です。 (1) その行為が庁舎内の秩序の維持又は災害の防止に支障がないと認められるもの ・「庁舎内の秩序の維持」とは、社会通念上公序良俗に反しないものであること、そして、「特定商取引に関する法律(昭和 51 年法律第 57 号)」に定める連鎖販売によらない取引形態であること、また、展示販売にあつては公益を目的とするものであることを指します。 ・「災害の防止に支障」があるとするものとは、爆発・火災の恐れのある産物品、刀剣類、動物、これらに類する物品等を指します。
標準処理期間	10 日(行政財産の目的外使用の判定に要する期間 5 日を含む)
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日(最終改正：平成 27 年 4 月 1 日)
申 請 時 期	随時
申 請 方 法	支所 2 階総務担当窓口への提出
備 考	・原則、行政財産使用料が課せられます。(減免申請可) ・管理上必要があるときは、使用について条件を付すことがあります。

根拠法令及び
関係例規等の抜粋

■地方自治法

(行政財産の管理及び処分)

第 238 条の 4 行政財産は、次項から第四項までに定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。

2 行政財産は、次に掲げる場合には、その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は私権を設定することができる。

一～三 (略)

四 行政財産のうち庁舎その他の建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地(以下この号において「庁舎等」という。))についてその床面積又は敷地に余裕がある場合として政令で定める場合において、当該普通地方公共団体以外の者(当該庁舎等を管理する普通地方公共団体が当該庁舎等の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。)に当該余裕がある部分を貸し付けるとき(前三号に掲げる場合に該当する場合を除く。))。

3～6 (略)

7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

■春日部市庁舎管理規則

(物品の販売等の禁止)

第6条 何人も庁舎内において次に掲げる行為をしてはならない。ただし、その行為が庁舎内の秩序の維持又は災害の防止に支障がないと認められるもので特に管理責任者が許可した場合は、この限りでない。

(1) 物品の販売、宣伝、勧誘その他これらに類する行為

(2) 公共用又は公用を目的とする以外の広告物(ビラ、ポスターその他これらに類する物を含む。)を掲げ、又は貼(は)る行為

(3) テントその他これに属する施設を設置する行為

(4) 旗、のぼり、幕、宣伝ビラ、プラカードその他これらに類する物又は拡声器宣伝カー等を所持し、又は持ち込もうとする行為

(許可申請)

第7条 前条ただし書の規定により、管理責任者の許可を受けようとする者は、事前に庁舎使用許可申請書(様式第1号)を提出しなければならない。

(許可条件等)

第8条 管理責任者は、前条の許可申請に許可を与える場合において必要があると認めるときは、その許可に必要な条件を付し、又は守るべき事項を指示することができる。

2 管理責任者は、前項の条件又は指示に違反する者があるときは、その者に対して違反事項の是正を命じることができる。

申請に対する処分の審査基準

担当部署:市民生活部庄和総合支所 No.004

処 分 名	行政財産の目的外使用許可
処 分 の 概 要	行政財産を使用する場合は、管理責任者の許可を受ける必要があります。
根拠法令等・条項	地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 238 条の 4 第 1 項、同条第 7 項 春日部市行政財産使用規則(平成 17 年規則第 133 号)第 2 条第 1 項
審 査 基 準	行政財産の使用許可は、その用途又は目的を妨げない限度において、用途を指定し、また、次のいずれかに該当するものとします。 (1) 職員、病院における入院患者等当該行政財産を利用する者のため、当該行政財産に食堂、売店等の厚生施設を設置するとき。 ・庁舎や市立病院等の利用者の利便性を図ることを目的とするもので、現地下食堂、売店、自動販売機等が該当します。 (2) 公用又は公共用に供するため、当該行政財産を使用するとき。 (3) 当該行政財産を電気事業、ガス事業その他の公益事業の用に供するとき。 ・公益事業の目的は、社会生活または地域住民の日常生活に不可欠な役務の提供であって、「その他公共事業」とは、郵便、電信または電話事業及び医療または公衆衛生事業を指します。 (4) 災害その他緊急事態の発生により、当該行政財産を応急施設として短期間使用させるとき。 (5) その他特別の理由があるとき。 ・許可を認めなければ、施設の機能或いは効用が発揮できない場合 ・県委託事業等、施策推進上、許可が必要と認められる場合 ・公共的団体が公益を目的とした事業等に使用する場合 ・寄附等の縁故を有するもので、その使用が公共目的又はそれに類するもので、やむを得ないと判断されるとき など
標準処理期間	10 日(行政財産使用料の算定に要する期間 5 日を含む)
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日(最終改正：平成 27 年 4 月 1 日)
申 請 時 期	随時
申 請 方 法	支所 2 階総務担当窓口への提出
備 考	・原則、行政財産使用料が課せられます。(減免申請可) ・管理上必要があるときは、使用について条件を付すことがあります。

根拠法令及び
関係例規等の抜粋

■地方自治法

(行政財産の管理及び処分)

第238条の4 行政財産は、次項から第四項までに定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。

2～6 (略)

7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

■春日部市行政財産使用規則

(使用の許可)

第2条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定によりその用途又は目的を妨げない限度において、用途を指定し、行政財産の使用を許可することができる。

- (1) 職員、病院における入院患者等当該行政財産を利用する者のため、当該行政財産に食堂、売店等の厚生施設を設置するとき。
- (2) 公用又は公共用に供するため、当該行政財産を使用するとき。
- (3) 当該行政財産を電気事業、ガス事業その他の公益事業の用に供するとき。
- (4) 災害その他緊急事態の発生により、当該行政財産を応急施設として短期間使用させるとき。
- (5) その他特別の理由があるとき。

一部改正〔平成19年規則7号〕

(許可の期間)

第3条 行政財産の使用の許可の期間は、1年以内とする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、3年以内とする。

申請に対する処分の審査基準

担当部署等:市民生活部庄和総合支所 No.005

処 分 名	行政財産の目的外使用料の減免
処 分 の 概 要	施設の管理責任者は、行政財産の使用の許可を受ける者に対して、使用料を減額し、又は免除することができます。
根拠条例等・条項	春日部市行政財産の使用料に関する条例(平成 17 年条例第 79 号)第 3 条 春日部市行政財産使用規則(平成 17 年規則第 133 号)第 9 条
審 査 基 準	◎行政財産の使用料の減免は、次の (1)又は(2)の要件のいずれかに該当することが必要です。 (1) 公用若しくは公共用又は公益を目的とする事業の用に供するため行政財産を使用するとき。 ・市が主催又は共催する行事のため使用する場合 ・国若しくは他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体(地方自治法第157条その他の法令の規定に基づいて市長が関与できる団体)に公用又は公共用に供するため使用させる場合 など (2) その他特別の理由があるとき。 ・春日部市障害者等の利用に係る公の施設使用料等減免条例に基づく障害者等又は障害者団体が利用する場合 ・地震、火災、水害等の災害の発生により、行政財産を応急収容施設として使用させる場合 ・他の法令及び規定により同様の事例に対し、一律の減免基準が設けられている場合 など
標準処理期間	10 日
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日(最終改正：平成 27 年 4 月 1 日)
申 請 時 期	随時
申 請 方 法	支所 2 階総務担当窓口への提出
備 考	

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■春日部市行政財産の使用料に関する条例

(使用料の減免)

第 3 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 公用若しくは公共用又は公益を目的とする事業の用に供するため行政財産を使用するとき。
- (2) その他特別の理由があるとき。

■春日部市行政財産使用規則

(使用料の減免申請手続)

第 9 条 条例第 3 条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、行政財産使用料減免申請書(様式第 6 号)を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請があったときは、審査のうえその可否を決定し、行政財産使用料減免決定通知書(様式第 7 号)又は行政財産使用料減免却下通知書(様式第 8 号)を当該申請者に交付するものとする。

申請に対する処分の審査基準

担当部署等:市民生活部庄和総合支所 No.006

処 分 名	行政財産の目的外使用料の還付
処 分 の 概 要	既納の使用料は、還付しません。ただし、施設の管理責任者は、基準の要件に該当した場合、行政財産の使用の許可を受ける者に対して、使用料の全部又は一部を還付することができます。
根拠条例等・条項	春日部市行政財産の使用料に関する条例(平成 17 年条例第 79 号)第 4 条
審 査 基 準	先例がないものであって、条例等の定め以上に具体化することが困難であるため、設定しません。
標準処理期間	10 日
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日(最終改正：平成 27 年 4 月 1 日)
申 請 時 期	随時
申 請 方 法	支所 2 階総務担当窓口への提出
備 考	
根拠条例及び 関係例規等の抜粋	■春日部市行政財産の使用料に関する条例 (使用料の還付) 第 4 条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用料の全部又は一部を還付することができる。 (1) 公用又は公共用に供するため行政財産の使用の許可を取り消したとき。 (2) 使用の許可を受けた者の責めに帰することのできない理由により、行政財産を使用することができないとき。